

傍聴のみなさまへのお願い

佐賀市上下水道事業経営審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに会場受付で氏名を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合もあります。

3 会議を傍聴できない方

次の事項に該当する方は会議の傍聴はできません。

- (1) 酒気を帯びている方
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している方
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類、又は拡声器を携帯している方
- (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる方

4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。